令和元年度 秩父広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況

各任命権者からの報告の概要

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

（1）職員の採用の状況

令和元年度は、消防職４人（男性３人 女性１人）を採用しました。

（2）再任用の状況

再任用職員とは、高齢者雇用の推進等のため、定年退職者のうち改めて採用される職員であり、地方公務員法第２８条の４の規定により採用されるフルタイム勤務職員と、同法２８条の５の規定により採用される短時間勤務職員がいます。

組合では、平成２６年度から、公的年金の支給開始年齢の引き上げを踏まえ、雇用と年金との連携を図ることを求める国からの要請により、再任用希望のあった職員を選考により採用しています。令和元年度は短時間勤務職員６名を採用しました。

（3）職位別任用状況

令和２年３月末現在、課長補佐相当以上の職は４種あり、令和元年度中における昇任者数の内訳は下表のとおりです。 （単位：人）

	部長相当	次長相当	課長相当	課長補佐相当	計
昇任	１（0）	７（0）	９（1）	１０（1）	２７（2）

（ ）内は、女性数であり内書きである。

（4）職員の退職の状況

令和元年度における職員の退職状況は次のとおりです。 （単位：人）

	事　務　職	消　防　職	技能労務職	全　職　員
定年退職	0（0）	5（0）	1（0）	6（0）
勧奨退職	0（0）	1（0）	0（0）	1（0）
普通退職	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
その他（死亡、免職、失職）	0（0）	1（0）	0（0）	1（0）
再任用者	0（0）	4（0）	0（0）	4（0）

（ ）内は、女性数であり内書きである。

2. 職員の人事評価の状況

区　　分	内　　容
評定の回数・時期	毎年１回・１月１日を評定の基準日とする
対　象　職　員	全職員（特別職、休職者及び臨時職員を除く）
評 定 の 方 法	職務遂行の結果やその過程での業績、態度、能力について評価を行う

(注)この評価結果は、勤勉手当、人事異動（昇任等）及び昇給に活用している。

3. 職員の給与の状況

（1）人件費の状況 （普通会計決算）

区　　分	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)
令和元年度	3,296,023 千円	246,977 千円	1,528,907 千円	46.39%

（２）職員給与費の状況　（普通会計予算）

区　　分	職員数（A）	給　　与　　費				１人当たり給与費(B/A)
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
令和元年度	205 人	712,781 千円	185,072 千円	283,558 千円	1,181,411 千円	5,762 千円

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
　　２　給与費は当初予算に計上された額である。

（３）職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況　　R1.12.1 現在

◎普通会計

区　　分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一　般　行　政　職	341,588 円	395,411 円	46 歳 9 月
消　　防　　職	287,720 円	360,794 円	37 歳 8 月
技　能　労　務　職	330,100 円	364,165 円	59 歳 0 月

◎企業会計

区　　分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
行政職給料表適用職員	322,552 円	385,388 円	44 歳 3 月

（４）職員の初任給の状況　　H31.4.1 現在

区　　分		組　　合	国
		初 任 給	初 任 給
一般行政職	大学卒	182,200 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	150,600 円
消　防　職	大学卒	182,200 円	
	高校卒	150,600 円	
技能労務職		－	

（５）級別職員数の状況

【行政職給料表適用職員】　　R1.12.1 現在（再任用を含む）

区　分	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	計
標準的な職務内容	主事補	主　事	主　任	主　査	主　幹	課　長	次　長	局　長 消防長	
事務局職員	1 人	4 人	3 人	3 人	3 人	8 人	2 人	1 人	25 人
消防職員	18 人	40 人	34 人	40 人	18 人	17 人	7 人	2 人	176 人
水道局職員	5 人	4 人	7 人	10 人	10 人	9 人	4 人	1 人	50 人
構成比	9.6%	19.1%	17.5%	21.1%	12.4%	13.5%	5.2%	1.6%	100.0%

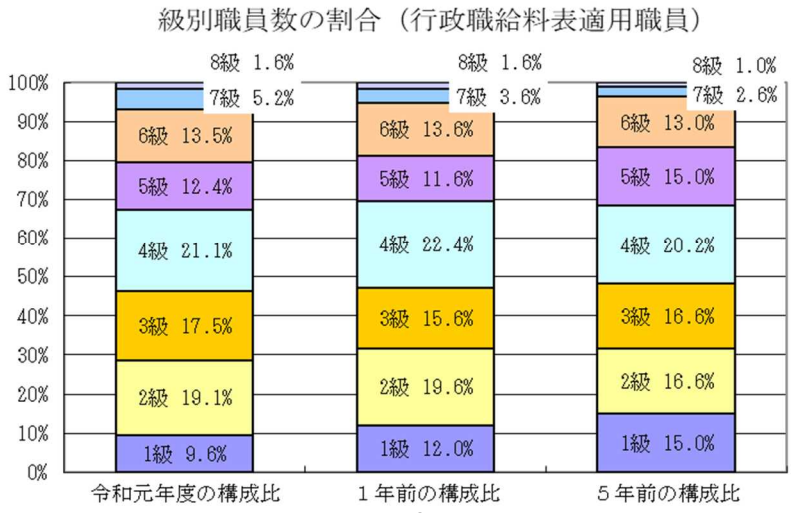

【技能労務職給料表適用職員】　R1.12.1 現在

区　分	1級	2級	3級	4級	計
標準的な職務内容	技術員	技術員	技術員	技術員	
事務局職員	0人	0人	2人	0人	2人
構成比	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%

※　技能労務職員の給与等の見直しに向けた今後の取り組みは、退職者不補充職種とし、新規採用は行わず、事務事業の見直しや業務の一部委託を視野に入れた体系を構築していく方針である。

（6）職員手当の状況

【期末・勤勉手当】　令和元年度支給割合

組　　合			国		
支給期	期末手当	勤勉手当	支給期	期末手当	勤勉手当
6月期	1.30月分 (0.725月分)	0.925月分 (0.45月分)	6月期	1.30月分 (0.725月分)	0.925月分 (0.45月分)
12月期	1.30月分 (0.725月分)	0.975月分 (0.45月分)	12月期	1.30月分 (0.725月分)	0.975月分 (0.45月分)
計	2.60月分 (1.45月分)	1.90月分 (0.90月分)	計	2.60月分 (1.45月分)	1.90月分 (0.90月分)
職制上の段階、職務の級等による加算措置		有	職制上の段階、職務の級等による加算措置		有

※下段(　)は再任用職員分

【退職手当】　H31.4.1 現在

組　　合			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.270750月分	勤続25年	28.0395月分	33.270750月分
勤続35年	39.7575月分	47.709000月分	勤続35年	39.7575月分	47.709000月分
最高限度額	47.7090月分	47.709000月分	最高限度額	47.7090月分	47.709000月分
その他の加算措置	定年前早期退職 特例措置　2%～30%加算		その他の加算措置	定年前早期退職 特例措置　2%～45%加算	
1人当たり平均支給額（令和元年度退職者） （定年）　21,819千円					

※　国については H25.10.31 をもって勧奨退職制度を廃止し、早期退職募集制度に切り替えが行われた。

【特殊勤務手当】　　H31.4.1現在

◎普通会計　　令和元年度決算

支給実績（総額）				4,850千円
支給職員１人当たり平均支給年額				25,526円
職員全体に占める手当支給職員の割合				93.60%
手当の種類（手当数）				３種類
種別	業　　務		支給基準	支給額
1 斎場業務手当	(1)霊柩車の運転業務に従事したとき		１件	250円
	(2)遺体を霊柩車から火葬炉に収める業務又は収骨業務に従事したとき		１件	250円
2 清掃業務手当	(1)処理施設の焼却炉、調温塔内、バグフィルタ内、煙道内又は槽内において保守点検業務に従事したとき		日額	250円
	(2)処理施設において、搬入された廃棄物の検査指導業務に従事したとき		日額	250円
	(3)処理施設において、廃棄物の埋立て業務に従事したとき		日額	250円
	(4)処理施設において、犬、猫又はこれらに類する動物の死体を動物炉に収める業務に従事したとき		１件	150円
3 消防業務手当	(1)緊急自動車の運転を業とする職員が緊急自動車の運転業務に従事したとき		月額	1,000円
	(2)火災	放水した場合	１件	300円
		不放水の場合	１件	100円
	(3)救助	救助した場合	１件	300円
		不救助の場合	１件	100円
		潜水業務に従事した場合	１件	500円
	(4)救急	管内搬送の場合	１件	200円
		管外(県内)に搬送した場合	１件	300円
		管外(県外)に搬送した場合	１件	500円
		不搬送の場合	１件	50円
		救急救命士が救急救命処置を行った場合	１件	500円
	(5)風水害等	警戒業務等に従事した場合	１件	200円

(注) 日額支給のものは、従事時間が1日4時間に満たない場合100分の60に相当する額とする。

◎企業会計　　令和元年度決算

支給実績（総額）			244千円
支給職員１人当たり平均支給年額			4,880円
職員全体に占める手当支給職員の割合			100.00%
手当の種類（手当数）			５種類
種別	業務	支給基準	支給額
1 緊急水道工事等業務手当	緊急呼出しにより、水道工事等に従事した職員	１回	1,000円
2 大型特殊自動車運転手当	道路運送車両法による大型特殊自動車の運転業務に従事した職員	日額	500円
3 公共用地交渉手当	土地の取得等の業務における著しく困難な用地交渉に従事した職員	日額	300円
4 高電圧業務手当	１　高圧又は特別高圧電気の充電されている機械器具等に接近して保守の業務を行う資格を有する職員がその業務に従事した時	１回	500円
	２　資格を有する者で前項の補助業務に従事した職員	１回	300円
5 給水停止業務手当	水道料金滞納者等の給水停止業務に従事した職員	１件	500円

【時間外手当】

令和元年度	普通会計	支　給　総　額	28,021 千円
		支給職員１人当たり平均支給年額	193 千円
	企業会計	支　給　総　額	11,029 千円
		支給職員１人当たり平均支給年額	424 千円
平成 30 年度	普通会計	支　給　総　額	25,796 千円
		支給職員１人当たり平均支給年額	176 千円
	企業会計	支　給　総　額	9,877 千円
		支給職員１人当たり平均支給年額	318 千円

【その他の手当】　　H31.4.1 現在

手当名	内容及び支給単価	国の制度	国の制度と異なる内容	令和元年度決算			
				支給実績（千円）		支給職員１人当たり平均支給年額（円）	
				普通会計	企業会計	普通会計	企業会計
扶養手当	① 配偶者　6,500 円 ② 子　10,000 円 ③ 父母等　6,500 円 ④ 満16 歳から 22 歳までの子 １人につき　(加算)　5,000 円 ※8 級職(局長・消防長等)の①③は3,500 円	同		33,284	7,164	272,820	238,817
住居手当	① 借家・借間 家賃に応じて　27,000 円以内	同		10,863	1,031	301,756	257,750
通勤手当	① 交通機関利用者 運賃に応じて月額最高　55,000 円 ※鉄道利用者については ６ヶ月定期に基づいて一括支給 ② 自家用車等利用者 通勤距離に基づいて月額支給 片道　2Km 未満　無支給 片道　2Km～ 5Km　2,000 円 片道　5Km～10Km　4,200 円 片道 10Km～15Km　7,100 円 片道 15Km～20Km　10,000 円 片道 20Km～25Km　12,900 円 片道 25Km～30Km　15,800 円 片道 30Km～35Km　18,700 円 片道 35Km～40Km　21,600 円 片道 40Km～45Km　24,400 円 片道 45Km～50Km　26,200 円 片道 50Km～55Km　28,000 円 片道 55Km～60Km　29,800 円 片道 60Km 以上　31,600 円	同		15,182	2,569	84,345	57,101
管理職手当	① 局長、消防長等　80,000 円 ② 次長、署長等　68,000 円 ③ 課長、所長等　55,000 円 ④ 主席主幹等　50,000 円 ⑤ 主幹等　40,000 円	異	支給額等	35,904	14,408	619,034	600,350
夜間勤務手当	午後 10 時から翌日 5 時までに勤務した場合に支給(1 時間あたりの給与額×25/100)	同		1,809	－	53,226	－
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた場合に支給(1 時間あたりの給与額×135/100)	同		35,606	－	323,698	－
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が緊急等の業務をした場合に勤務日、勤務時間に応じて 3,000 円～12,000 円を支給	異	支給額等	0	385	0	16,042

（7）特別職の報酬等の状況　　H31.4.1現在

区　　分	年　額
管理者・理事	1,000円
議　長	89,000円
副議長	76,000円
常任委員会委員長	72,000円
常任委員会副委員長	71,000円
議　員	70,000円

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（1）勤務時間の概要

開　始　時　間	午前８時３０分
終　了　時　間	午後５時１５分
休　憩　時　間	正午～午後１時
１日の勤務時間	７時間４５分
１週間の勤務時間	３８時間４５分

※勤務の特殊性により、上記と異なる勤務時間が運用される場合あり。

（2）休暇制度の概要・種類等

種　類	概　要
年次有給休暇	労働基準法第３９条の諸規定に従って与えられる有給による休暇であり、1年につき最高２０日間付与され、前年からの繰越分を含めると４０日間となります。
病気休暇	勤労意欲があっても負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給休暇です。
介護休暇	配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病又は老齢により２週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。
組合休暇	労働組合・職員団体の業務又は、活動に従事する期間における無給の休暇です。

（3）年次有給休暇の取得状況

平成３１年1月1日から令和元年１２月３１日までの年次有給休暇の平均取得日数は、１１日でした。なお、平成３０年も１１日でした。

（4）育児休業等の取得状況

育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、その3歳に満たない子の養育をするため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。

一方、部分休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、その3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を限度）について勤務しない制度で、休業した期間の給与は減額されます。令和元年度は、育児休業取得者はいませんでした。

（５）特別休暇の概要

休　暇　の　原　因	付　与　日　数
①選挙権等の権利を行使する場合	その都度必要と認められる期間
②国会、裁判所、議会、官公署等へ出頭する場合	その都度必要と認められる期間
③産前産後休暇	出産予定日６週間（多胎妊娠の場合は１４週間）前（出産予定日を含む）から産後８週間（出産日の次の日から）を経過するまでの期間
④妊娠中又は出産後１年以内の職員が健康診査を受ける場合	妊娠中又は出産後１年以内の期間に応じ、１回につき１日の範囲内でその都度必要と認められる期間
⑤妊娠中の職員が通勤により母胎又は胎児に影響を与える場合	１日を通じて１時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる期間
⑥生後１年に達しない子を育てる場合	１日２回それぞれ３０分間
⑦生理日における勤務が著しく困難な場合	３日の範囲内でその都度必要と認められる期間
⑧忌引の場合	１０日以内でそれぞれ定める期間
⑨配偶者、父母及び子の祭日の場合	それぞれ１日
⑩感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限もしくは遮断又は健康診断の場合	その都度必要と認められる期間
⑪災害により現住居が滅失、損壊した場合に復旧作業や避難をする場合。また不足している家族の食料や水を調達する場合	１週間の範囲内でその都度必要と認められる期間
⑫結婚の場合	５日の範囲内で必要と認められる期間
⑬妻の出産	３日の範囲内でその都度必要と認められる期間
⑭妻の出産する場合に産前（６週間）から産後（８週間）の期間において当該出産に係る子又は小学校修学の始期に達するまでの子の養育のため	当該期間内で５日の範囲内の期間
⑮中学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合	一の年において５日（２人以上の場合は１０日）の範囲内で必要と認められる期間
⑯配偶者、父母、子、配偶者の父母等で日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合	一の年において５日（２人以上の場合は１０日）の範囲内で必要と認められる期間
⑰夏季休暇	７月から９月までの期間内において３日
⑱災害又は交通機関等による事故により出勤が困難な場合	その都度必要と認められる期間
⑲災害時に通勤途上における身体の危険を回避する場合	その都度必要と認められる期間
⑳骨髄提供のために必要な検査、入院等をする場合	その都度必要と認められる期間
㉑ボランティア休暇	一の年において５日の範囲内で必要と認められる期間

５．職員の分限及び懲戒処分の状況

（１）分限処分とは、公務の能率を維持し、適正な行政運営を確保することを目的として、職員の勤務実績がよくない場合や心身の故障など、その職責を十分に果たすことが出来ない場合に、

職員の意に反して行う、不利益な身分上の変動をもたらす処分であり、免職、降任、休職及び降給があります。令和元年度に分限処分となった職員はいません。

【分限処分者】

区　　分	降　任	免　職	休　職	降　給	合　計
処分者数（人）	0	0	0	0	0

（2）懲戒処分とは、法令に違反した場合等、職員の職務上の義務違反に対して、任命権者が、公務員の秩序を維持するために行う制裁的処分であり、免職、停職、減給及び戒告があります。令和元年度に懲戒処分となった職員はいません。

【懲戒処分者】

区　　分	戒　告	減　給	停　職	免　職	合　計
処分者数（人）	0	0	0	0	0

6. 職員の服務の状況

（1）職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第３０条は、服務の根本基準として、「すべて職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を実現するため、同法は、職員に対し、法令及び上司の職務上の命令に従う義務（同法第３２条）、信用失墜行為の禁止（同法第３３条）、秘密を守る義務（同法第３４条）、職務に専念する義務（同法３５条）、政治的行為の制限（同法第３６条）、争議行為等の禁止（同法第３７条）、営利企業等の従事制限（同法第３８条）など、服務上の強い制約を課しています。

（2）服務規律の遵守に関する取り組み

① 服務規律の遵守に関する取り組みの概要

特に選挙執行の際や年末年始における職員の綱紀粛正、服務規律の確保について随時、各所属長を通じて職員に周知徹底を図っています。

② 服務規律の遵守に関する通知等の内容

発出年月日	内　　容	発 信 者
R1.12.9	年末年始期間における綱紀粛正、服務規律の確保の徹底について	事務局長 消防長 水道局長

（3）職務専念義務免除の状況

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてを職務遂行のために用いなければなりません（地方公務員法第３５条）。ただし、「職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合に任命権者の承認を得て職務専念義務が免除されることがあります。

令和元年度は１２９件あり、うち健康診断受診は６０件ありました。

（4）営利企業等従事の許可状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務には従事してはならないとされています(地方公務員法第３８条)。

令和元年度は１５件の申請がありました。

主なものとして、参議院議員等の選挙事務が９件、有害鳥獣捕獲等が３件ありました。他は、自転車普及推進員及び農林業センサス調査員等でした。

7. 職員の退職管理の状況

（1）退職管理の概要

地方公務員法においては、第３８条の２により営利企業等に再就職した元職員は、離職前の５年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、その営利企業や子法人等と在職していた地方公共団体との間の契約等事務について、離職前５年間の職務に属するものに関し、離職後２年間、職務上の行為をするよう又はしないよう要求・依頼してはならないとするなど、元職員による働きかけの規制等が規定されています。

これに伴い、組合では秩父広域市町村圏組合職員の退職管理に関する条例を制定し、管理又は監督の地位にある職員として規則に定めるもの（職務の級が８級に分類されるもの）に就いていた職員であって、離職後２年以内に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は任命権者に届け出ることとしています。

（2）再就職の届出状況

令和元年度は届出がありませんでした。

8. 職員の研修の状況

【令和元年度研修の実施状況】

研　修　名		受講者数	主　催　者　等
階層別基本研修	中級研修（基礎）	3	彩の国さいたま人づくり広域連合
	課長補佐級研修	4	
	課長級研修	5	
階層別選択研修	簿記入門と公会計	1	
	はじめて学ぶ地方自治法	3	
	地方自治法A（基本編）	3	
	地方公務員法A（基本編）	4	
	説明スキル向上	1	
	窓口・クレーム対応	1	
	クレーム対応	1	
	事業スクラップ研修	1	
	議会答弁・報道機関対応	1	
特別研修	契約事務研修	2	
	法制執務研修	3	
救急救命士養成研修		2	(財)救急振興財団東京研修所
救急救命士事前教育訓練		1	埼玉県消防学校救急救命士養成所

救急救命士処置拡大追加講習（講義）		2	
ビデオ喉頭鏡追加講習		3	
初任教育		4	埼玉県消防学校
救急科		3	
火災調査科		1	
救助科		1	
警防活動教育		1	
警防科		1	
初級幹部科		1	
実火災訓練教育		1	
救助科		1	消防大学校
幹部科		1	
水道事業管理職事務研修会		1	日本水道協会
水道技術管理者講習会		2	
技術継承研修	水道工事施工監理研修	1	日本水道協会関東地方支部
	漏水調査及び修繕（実務）研修	1	
日本水道協会埼玉県支部技術研修会		1	日本水道協会埼玉県支部
日本水道協会埼玉県支部県北水道協議会事務研修会		2	日本水道協会埼玉県支部県北水道協議会

9. 職員の福祉及び利益の保護の状況

（1）職員の健康診断実施状況

健康診断の種類	対　象　者	受診数（人）
定期健康診断	全職員（臨時職員含む）	組合が実施した検診　２２８
		人間ドック受診等　２９
定期健康診断	交代制勤務職員	１２６
胃がん検診	希望する職員と配偶者	４８
大腸がん検診	希望する職員と配偶者	８６
Ｂ型肝炎抗原体確認検査	消防新規採用職員	4
Ｂ型肝炎予防接種（年３回）	消防新規採用職員	4
Ｂ型肝炎抗体確認検査	消防新規採用職員	4
破傷風予防接種	廃棄物処理施設職員 消防職員（５年ごと）	３９
インフルエンザ予防接種	消防職員全員	１７２
４種感染症検査	救命士研修所入所職員	2

（2）福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第４３条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は、埼玉県市町村職員共済組合です。

埼玉県市町村職員共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・

休業または災害に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して、年金又は一時金の給付を行う「長期給付制度」、健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付などの「福祉事業」の大きく分けて３つの事業を行っています。

なお、共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である秩父広域市町村圏組合の負担金によって賄われており、秩父広域市町村圏組合の負担金の率は、法定されています。

また、職員は任意で、圏域内中心市である秩父市の設置する福利厚生事業を目的とした職員互助会「秩父市役所淳交会」に加入しています。これは会員の会費で賄われています。

（３）公務災害の認定状況（発生件数）

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害、死亡）または通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第４５条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

令和元年度は、公務災害及び通勤災害は発生しませんでした。

10. 公平委員会の業務の状況

（１）勤務条件に関する措置要求の状況

令和元年度の措置要求はありませんでした。

（２）不利益処分に関する審査請求の状況

令和元年度の不利益処分に関する審査請求はありませんでした。